

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十二第

行發日一月六年五十正大

論叢

資本利子税の缺點……………法學博士 神戸 正雄

海運同盟の排他的手段に對する北米合衆國の政策 教授 小島昌太郎

岡山藩の税制……………教授 黒正 巖

新經濟政策とロシア勞働立法……………教授 末川 博

チャアルス・ホルルの政策論……………教授 堀 經夫

時論

英國の總同盟罷業……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

長野縣下に於ける地割の慣行……………經濟學博士 本庄榮治郎

雜錄

世事蘆叢觀……………法學博士 財部 靜治

獨逸に於ける宗教統計……………經濟學士 中川與之助

法令

營業收益税法・資本利子税法・相續税法中改正

附錄

本誌第二十二卷總目錄

時論

英國の總同盟罷業

(意義と原因と解決策)

河田 嗣 郎

一

五月四日を期して斷行さるゝに至つた英國の總同盟罷業は、その規模の大なる點に於て、又總罷業なるものゝ意義の確定せられたる點に於て、實に空前のものであり、又劃時期的のものである。總罷業に直接間接に參加せる勞働者の總數は今日に於て固より精確に之を知るを得ないが、舊三角同盟の勞働組合聯合會を中堅とし、之に多數の聯合會や單獨組合が加盟して居るやうであるから、罷業勞働者數の莫大なることは想像に難からざる所である。新聞紙上に報せられたる所を見ても實に驚くべきほどの大規模のものであり、實に英國の産業と經濟一般と社會生活を脅

かすに足る所謂ゼネラルストライキ總同盟罷業たるに耻ぢざるものであつた。

從來多くの場合に於ては總同盟罷業といへば、普通の罷業と區別して致へられ、兩者は少なからずその性質及目的の異なるものとせられた。即ち普通の罷業は勞働組合又は其爲に臨時的に團結せる勞働者が賃金や勞働時間や其他勞働條件の維持又は改善を目的として之を行ふ運動でありその運動は固より社會的運動であるがその目的の上からいへば經濟運動としての意義を有するものとせられた。詳言すれば現時の經濟組織の下に於て勞働者がその勞働條件の維持改善を圖つて其の地位の向上や境遇の改善を爲さんとすることを目的とするに過ぎぬ。然るに之に反して總同盟罷業は、現時の經濟組織を根本的に改革せん爲に、企業制を否認し又資本の私有制を否認し之に代るべき新たなる生産組織を造り出さん爲に行はれる革命運動と考へられた。そして總同盟罷業といへばサンチカリズムやニュー、ユニオニズムの好むで唱道し實行せんとする所のもので、サポタージユなどの他の手段と共にサンチカリズム流のものとせられた。従て英國在來のツレード、ユニオニズムの行ふ所のものは普通の罷業であつて、革命團體ならざる普通の勞働組合が革命的な總罷業を行ふものとはせられなかつたのである。

然るに今回行はるゝに至つた罷業は之を總罷業といふに差支なきものであり、然かも之を行ふものは英國在來のツレード、ユニオンの聯盟團體である。此の現象はどう見ても從來の普通の見

解に對する一異例と謂はなければならぬ。

なせ今回の大罷業を ゼナラル・ストライキ 總罷業といふに適當るかと謂へば、サンデカリズム流の總罷業といへ

ども其の直接に目的とする所は、全國多數の主要産業に従事する勞働者が總體的に罷業して之に依て産業の運轉を休止せしめ社會を經濟的に痲痺状態に陥れんとするものたるに外ならぬ。即ち諸種の生産業もその働を休め、交通運輸機關も止まり、商業も休止せられ、其の結果財貨の生産も行はれずその交易配給も行はれなくなつて、社會經濟をして急に停頓せしめ謂はば氣絶の状態に陥らしめんとするものたるに外ならぬ。そして勞働者は之に依て其の威力を示し社會をして否應なしに勞働者の支配に服せしめ其の指導權の下に新生産組織を造り出すことを以て終局の目的とするのである。然るに今回實行さるゝに至つた罷業は恰も斯くの如き状態を將來することを以て直接の目的とし、先づ之に依て社會を困却せしめ窮地に落して然る上に企業家及社會一般をして勞働者の要求する所のものを承認せしめんとするものたるに外ならざれば、その罷業は終局の目的に於てこそ直ちに革命的のものとはいへないにしても、罷業そのものからいへば總罷業たる企圖の下に行はれ又その實質を備へたものと謂はねばならぬ。

斯く今回の罷業は總罷業たる實質を具して居て然かも之を行ふものは英國在來のツレード、ユニオニズムの團體なりとせば、吾々は茲に一方には總罷業なるものゝ在來の意義を少し緩和して

考へる必要を見ると同時に他方には英國在來のツレードユニオンズに於ける其の立場と方針との多少の變化を認むるを餘儀なくせしめられる次第である。即ち一方に於ては總罷業なるものは必ずしも直接に革命を目的として革命的動機から行はれるものとは限らず、普通の勞働條件に關する要求貫徹の手段としても用ゐらるゝを得るもので、必竟これ目的行爲たらず手段行爲たるに過ぎず然かも手段行爲としてはツレード、ユニオンズに依ても用ゐられ得べきものなることを知るを要すると同時に、他方には又英國のツレード、ユニオンズも一八九九年に於けるかのドック、ストライキ以後は多少その方針に變化を生じ、爾來ニューユニオンズムの勃興と共に之に促されて、革命的とまでは行かないにしても、從來の對社會主義としてのイズムに多少の變化を來たし、社會主義的な傾向を迎へて之を加味するに至つたことを見通してはならぬのである。つまり此の二方面の事情の爲に總罷業は確實に普通の勞働組合と結び付いてしまつたのであつて、其の結合は今回の實例に依つて益々明瞭に證據立てられることゝなつた。

それに又從來英國のツレード、ユニオンは各單位組合が成るべく其の自主權を失はざらんと努め、漸く全國的な聯合會くらゐまでは大同團結が出来るやうになつたけれども、やはりそれも職業別に依て同職業の組合が聯合するのであつて、異種職業の異種聯合會が統一して全英國的な單一組織體となるには色々の故障があつて、とかく十分に其目的を達し得なかつた。然し其中に

事情は少しづつ動いて、一八九九年には労働組合總聯合會 The General Federation of Trade Unions が生れるやうになり、此の大團結は罷業の際には特に其働を示すべきものとなり、他方には又労働組合總會議 Trades Union Congress が段々に發達して近時は其の結合愈々緊密となり、全國労働組合員の五分四を包容するに至り、著しく全國的統一の實を擧ぐる至つたのであつて、此事亦今回の全國的な總罷業の行はれるについては與つて大いに力あり、かゝる大規模の全國的な統一ある運動の行はれ得たるは、此の全國的結合の存するありその發達が近時著しく表はれて來たことに負ふ所最も多しとしなければならぬ。併し乍らこの労働組合總會議は毎年一回開催されるに過ぎないから、一九二一年にその常設機關として一般代議會 General Council を選任することに爲つた。一般代議會は年中少くとも毎月一回は會合するのであつて、其時々には於ける問題を處理し、全國の労働組合を統轄する意味に於ける中央執行機關たるに近き性質を有して居る。たゞこの一般代議會の權限は從來は狭く限定せられ、所屬組合に對して義務を課する權限を有せず又労働組合相互間乃至は労働組合と雇主團體との間の争に就いては有效に之を處理すべき權能を與へられて居なかつたのである。

所が今回の總罷業はこの一般代議會の決議に依て行はれることとなつたやうに報せられて居るから、今やその權限は大いに擴張せられた次第であつて、其事も亦今回の事件が之を實證するこ

と、なつた。元來この一般代議會の設けられる以前には更に權限の限られた議會委員會 Parliamentary Committee なるものがあつたのだが、一般代議會が出来てからは、その權限は漸次擴る中央集權張せられる傾向を辿り始めた。たゞ併し之に對して地方の有力なる組合が反對の態度を持し、かを喜ばない風があつたものだから、從來とかく權限の擴張が行はれ難かつたのだが近時大いに其の擴張の氣運に向つて來て居たことは、一般に認められたる所であつた。今回の總罷業が此の一般代議會の決議に依て行はれたとすれば、かゝる全國的統一中央機關ありたるにより能く總罷業は行はれ得るに至つたものと見てよいわけである。

序に述べて置くが一般代議會は如何にして組成されるかといふに、一九二三年の狀態に於て勞働組合總會に屬する組合員四百三十六萬九千人であつて、所屬組合はその組合員數其他に應じて各々一名乃至三名（例へば礦業勞働者組合より三名、鐵道從業勞働者組合より三名、運搬業勞働者組合より二名）の代表者を出して一般代議會を組成するのである。そして一般代議會は又所屬組合の連絡關係により A B C D E F の六小委員に分れて居る。（前掲、礦業鐵道業及運搬業勞働者の三大聯合會は舊三角同盟に屬するもので此三者で A 委員會が造られて居るのである。）²⁾

要するに今回の大罷業が總罷業として諸多の産業從て諸多の勞働方面に涉り然かも全國的に然かも又中央の統制に依て行はれたことは、種々の意味に於て大いに注目し値する所である。とに

1) 拙著『社會問題體系』第三卷第三章『勞働組合の系統的組織』參照
2) G. D. H. Cole, Organized Labour, appendice XIV.

かく英國勞働組合運動の一新時期を劃するに足るものたるを失はない。

二

全國的な總罷業として行はれるに至つたは至つたけれど、今回の罷業は炭坑爭議として表はれたものである。従て罷業の核子を爲すものは石炭坑夫たるに謂ふ迄もない。即ち炭坑勞働者組合聯合會を中心核子として之に舊三角同盟の聯合會が加はつて中心勢力を造り、之に又更に建築業其他の産業に於ける從業勞働者の組合又は其聯合會が參加して、茲に總罷業的の陳容を整へたものである。

大英國炭礦業勞働者組合聯合會は The Miners' Federation of Great Britain (M. F. G. B.) と稱するものであつて、英國第一の大聯合會であり、所屬組合員數八十萬人を算し十八の地方支部を有し、その各支部に單位組合が屬して居る。單位組合は一坑區を基礎として造られ Lodge なるもののである。Lodge の上に District の設けられたるもあり設けられざるもあり、其上に Association があり其上に前掲の Federation が設けられてある。そしてその聯合は十分緊密に出來上つて居るから、實質に於ては全國唯一の統一組合が造られて居るものと見て差支ない。³⁾

次に舊三角同盟の一員たりし鐵道從業者全國組合 The National Union of Railwaymen (N. U.

3) 前掲拙著一二七頁以下

4) は三十五萬人の會員を有し一九一三年に出來て比較的新しいだけ一種の産業別組合の面目を備へて居る。之亦全國に散在する多數の支部組合から成立つて居る。鐵道従業員組合には此外に尙ほ Railway Clerks' Association といふのがあつて、之は比較的上級従業員組合で會員六萬人を有して居る。次に運搬労働者の組合は一般労働者組合と結合して一九二一年新たに The Transporters' and General Workers' Union (T. and G. W. U.) を造つた。その組合員は三十萬人である。この組合に屬して居る労働者は港灣埠頭及び路上に於ける運搬業務に従事する者の大部分に涉つて居り、之に屬しない者には地方的な小組合があるに過ぎぬ。

以上の三大組合は曾て三角同盟の關係に在つたもので、三角同盟は當時英國に於ける労働組合の集中統合がまだあまり行はれないで、然かも其の必要の大きいに感じられるに至つた勢に促されて先づ生れ出でたものであつた。The Triple Industrial Alliance of Miners, Railwaymen and Transportworkers なるもののである。尤も當時運搬業労働者組合はまだ今日の大合同的な團體とはなつて居なくて The Transportworkers' Federation (會員三十萬人) といつて居た時分であつた。此の同盟は大戦以前に計畫せられ一九一六年に組成されたのだが、實際的に其の共同の力を發揮して同盟としての働を爲した場合は少く、寧ろ共同運動は困難とせられ、一九二〇年の礦業労働組合の大罷業の際その弱點は暴露せられ、一九二一年他の二團體は礦業労働者組合を見捨て、同

4) 同上一二三頁

5) Cole, op. cit. app. XIII.

盟は解體するに至つた。⁶⁾

斯くて今日に於ては三角同盟といふものは無いのだが、その代り今少し大規模に全國的な統一の傾向が進んで、勞働組合總會と一般代議會とが有力な働を表はすやうになつた。そして今回の罷業も前述の如くこの統一的勢力の下に行はれるに至つた次第である。併しそれにしても舊三角同盟の組合相互間には産業上の連絡から見ても密接な關係があるものだから、今回も先づ此の舊三角同盟の組合を中堅として罷業は行はれるに至つた。

それに又報せられる所では機關工組合も罷業に參加するやう命せられたとのことであるが、機關工組合の中に在つては現今 The Amalgamated Engineering Union といふのが、最も有力な組合であり、組合員二十五萬六千人を有して居る。之は一九二〇年に最も古くより存在せる Amalgamated Society of Engineers を中心として之に蒸汽機關製造勞働者、器具製造勞働者、機械製造勞働者、鍛冶工其他の類似勞働者の多數組合を合衝して造り上げたもので、千七百の支部から出來て居る。其の内部組織は頗る完備したものであつて、大英國炭礦勞働者組合聯合會及び鐵道從業者全國組合と共に英國勞働組合中の模範的のものとせられて居る。

要するにすべて此等の最も有力なる大勞働組合が一致團結して中央の統一的指揮の下に總罷業を行ふに至つたのだから、今回の罷業は、その規模に於ても其の威力に於ても未曾有のものであ

6) 前掲掲著九三—九四頁

る。従て其の労働運動上に於ける意義と英國の産業その他社會經濟一般に及ぼす影響は甚大なるものとしなければならぬ。

三

然らば次に今回斷行さるゝに至つた總罷業は大規模の労働争議として其の争點は何れに在るかといふに、石炭業に於ける労働條件に關したものであつて、表面に表はれた所は主として賃金と労働時間とに關して居るが、然し全局的に見たる争議の原因はずつと深い所に萌して居る。そして此の大罷業は既に昨年八月一日を期して行はるべくして纔かに其の危期を乗越へたものであつて、それが終に今回爆發するに至つたのである。

そこで私は此の大争議の原因について少し詳細に探究して見たいのだが、之を探究するに就いては、どうしても英國採炭業の實狀を觀察して其間からして原因を爲せる諸事情を捕へて來なければならぬ。

人も知る如く英國の採炭業は甚だ行詰れる状態に在りさせられるのであつて、全國的に觀たるその事業の困難が、勞資の間に於ける紛争をも餘儀なからしめて居るものとせられる。謂ふ迄もなく採炭業は英國に於ける諸産業中の白眉であり謂はゞ英國産業の基礎を爲すもので、既往三十

年間英國諸産業中之に比敵するものはなかつた。之に従事する勞働者の數は百萬人を超へ採炭量は年平均三億噸に近いものである。(一八九四—一八九八年平均一億九千五百萬噸、一九〇八年二億六千二百萬噸、一九〇九—一九一三年平均二億七千萬噸) けれども英國の採炭業は全體としては斯く偉大なものであるが、其の企業は比較的小分されて居て小國分立の有様である。即ち全國の炭野は十二に區分せられ、それが四千の所有者に屬し、千四百五十の企業者に依て經營せられ、三千百五十の炭坑に分れて居る。普通に鑛主といはれて居るのは右千有餘の炭坑企業者をいふのであつて、多くは勿論會社である。

然かも英國の採炭業は古くから行はれ居る結果として上層の採掘に容易な所は最早掘り盡されて、現在では坑夫は二千呎乃至三千呎の地下に降り、更に一哩二哩乃至三哩を隔つた所に行かなければ採掘の持場に達し得ない有様に在る。従て坑夫一人の採炭能率は昔時に比して段々に低下し現在米國などの坑夫の生産能率に比較して著しく劣れる有様を示して居る。試に之を見れば一八九四—一八九八年の平均一人採炭量は二八六噸だつたのが、一九〇九—一九一三年には二五七噸に下つた。

そして英國採炭企業者は多數分立して業務上互に競争者たる地位にあるが、然し炭價に關しては屢々リングが造られて消費者の負擔を増すと同時に、勞働者に對しては鑛主は堅固なる團結を

爲して居る。The Mining Association of Great Britain といふ全國的な團結と又地方々々に於ける團結とがある。

けれども企業としては英國の採炭業は之を全體について見れば甚だ不統一なものであつて、中には其の業務の立行き難いやうなものもあり、又漸くにして收支の合つて居るやうなのがあるかと思へば、他方には二割乃至四割の利益配當をして居るやうなものもある。

とにかく這んな事情であるが爲めに、世界大戰の行はれた時期に在つては、其の業務を全般的に安定し、採炭供給を豊にする必要上、國家は之に對して立入つた干渉政策を行はざるを得なかつた。即ち一方には従來存する炭坑整理法規 (Coal Mines Regulation Acts) を更に完備のものとな爲すと同時に、他方には又労働者の爲には労働時間や賃金に關する立法を行つたのである。

(Miners' Eight Hours Act of 1908; Miners' Minimum Wage Act of 1912) 然るに一九一五年に至つては更に其の整理に關する組織を立直す必要に迫られた。即ち一方には労働者の多數が戦場に出征した爲めに石炭の産出を増加し維持する道を講じなければならなくなつたと同時に、輸出をも整理する必要生じ、價格の騰貴に對しては國內の消費者を保護しなければならず、又國內配給の状態を整ふる必要あり、更には爭議により生産供給の減少せられ中絶せらるゝを防止する必要も感せられ、又利益の無い炭坑の經營者の業務を立行かす爲めには有利なる地位にある經營者の

負擔に於て之を補助する必要も感ぜられた。

そこで一九一五年二月に炭坑組織委員會 The Coal-mining Organization Committee が設置せられ五月には輸出委員會 Coal Exports Comm. が造られ七月には炭價制限法 The Price of Coal (Limitation) Act が發布された。其他相次で幾多の施設が爲され、一九一六年には Defence of Realm Regulation の下に於て國家は國內の石炭坑及び之に關する事業に對して完全なる管理權を掌握することとなり其翌年二月國內全採炭業は國家管理に服することとなつた。それと同時に石炭管理局 Coal Controllers' Department が設けられ又參議員制が布かれ礦主と坑夫とより同數宛を出して組成する Advisory Board が造られた。この石炭管理制は随分複雑なものであつたが、其の主眼とする所は、石炭探掘の事業は之を私的經營に委ね乍ら、國家は石炭の價格、輸出及國內の配給に關し管理を行ふこと、礦主の標準利潤率を定め、その標準以上の利潤を擧ぐる企業家には一割五分の賦課金を課し之を以て標準以下の利潤を收むる企業家の業務に補給を爲すこと、賃金に於ける支給に關しては炭區毎に別々にすることなく全國を通じて一率制を採ること等の點について、其の管理を實行することになつたのである。

この管理は一九二一年の三月迄繼續したのであるが、その以前一九二〇年の終りに於て海外市場に於ける炭況甚だ面白からざるものあるに至つた爲め政府は管理に伴ふ大損失を恐れ之を免れ

ん爲めに勞賃に關し管理を廢することより生ずる變化に應ずべき必要の處置もなすことなく其他の點についても十分の注意を拂はないで、急に管理を廢止することにしたのである。そこで英國未曾有の炭坑爭議が勃發し、その爲三月から七月に至るまで全國内の炭坑は作業を休止するの止むを得ざるに至つた。爭議の結果賃金については技術的に非常に込入つた賃率契約が出来上つたが、其他の事情については大體戰前の事情が恢復されることになつた。⁷⁾

四

斯く採炭業の状態が戰前状態に復歸せしめられたことは、英國採炭業の實狀について精密なる十分の智識を有する人々の同意し兼ねたる所であり、特に坑夫の側に於ては夥しき失望の種とならざるを得なかつた。といふのは、曩に一九一九年の夏 Mr. Justice Sankey を委員長とする委員會が設けられて其手に依て英國採炭業の實狀が綿密に調査せられ、其の結果英國の採炭業は之を私營制より國營制に移さざるべからずとの案が委員會に於て作製報告せられ、其案は多數専門家の意見を徹したる上に出来上つたものであり、坑夫及び英國の勞働運動一般の賛同を得たものであつたからである。

炭坑國營に關するサンキー案は、其の作製を見るについては勞働者側の意見と要求とに促され

たる所固より多大であつたが、然しそれは同時に一般消費者の利害をも顧み結局炭坑労働に關する諸多の條件を満足に解決せんと欲せば、其の根本に於て英國採炭事業そのもの、組織を改造せざれば如何ともし難き所であつて、賃金にしても労働時間にしても組織の改造により採炭業務が業務として之に應じ得るやうにならなければ、如何ともすることの出来ないものと考へられたのである。

從來とかく企業家側から労働者が貪慾にして飽くことを知らぬが故に生産費が高くかゝり従て炭價が高くなつて一般消費者が其犠牲になるもの、様に宣傳せられて居ただけけれど、委員會が實地を調査して見れば、消費者と労働者とが共に採炭業組織の不完全にして制度の悪しきが爲に其犠牲になつて居るものたることが知られて來たのであつた。即ち委員會が四百五十八の炭坑について調査した所によれば石炭一噸の採掘費は十二志六片から四十八志までの差等あることがわかつた。然かも石炭そのものは市場に於ては同一價格を以て販賣せらるべきであり、その標準は所謂限界企業者たるもの詳言すれば最も不利益なる状態の下に企業を經營する者の要する費用を標準とすべきものなるが故に、採炭企業者の間には著しき利潤の差等を見るを免れなかつた。斯くて四五八の炭坑の中其の採炭量の八%は損失を以て採掘せられ、他の八%は一噸僅かに一志以下の利得を以て採掘せられ、生産量の半額以上は一噸三志以上の利潤を以て獲られ、二七%は一

噸五志以上の利得を以て採掘せられ、斯くの如くにして終に最高の者に至つては一噸十志乃至十六志の利得を得る企業者を見る有様であつた。この状況を以てすれば或企業家に取つては破産に値する如き炭價も或他の企業家に取つては大いなる利得を齎すことになるのであつて、問題は實に此所に存する次第である。

之を實例について示せば一九一八年一月に石炭管理官は炭價二志六片の値上を行つたことがあつたが、之は當時總採炭量中の一割三分ばかりのものが事業損失の状態に於て企業を經營する企業者に依て採掘供給せられて居たものだから、此等の限界企業者をして收支償ひて通常利得を得せしめ其の業務を繼續せしめん爲に已むを得ずして爲された引上であつた。併し當時他方には大多數の炭坑業者は二割以上の利益配當を爲して居たのだから、此の炭價引上は其の結果に於ては、實に此等の有利の地位に在る企業者をして、更に其の利潤を増大せしむることゝなる外はなかつた。然かも之が爲に一般消費者は二千五百萬磅の負擔増加に任じなければならなかつたのであつて、それはつまり少數の限界企業家を立行かしめんが爲に、そして同時に多數の有利企業家をして益々有利ならしめんが爲に消費者の負擔せるものたるに外ならなかつたのである。そして忘るべからざることは、斯くの如き炭價引上は戰時的な非常必要から生ずるものたるよりも、より多く英國採炭業企業利潤に差等ある根本事實より發生せるものたることである。

尙又英國の採炭業が多數分立せる私的企業に依つて行はれて居ることから生ずる國民經濟上の不利益について見れば、先づ炭坑が別々になつて居り然かも相隣接せるものが異なれる企業家に屬することの爲めに、兩炭坑間の境界に夥しき殘炭の生ずる事實を知らなければならぬ。境界に一定の地域を残して置くことは坑道の崩壊を防ぎ水や瓦斯の浸入を防ぐ技術上の必要から或程度までは止むを得ない所であるが、實狀はその必要以上に盜掘を防ぐが爲に廣い地域が残されて居るのであつて、其の殘炭五十億噸に及ぶと信じられて居る。それに又多數企業分立の結果は相互の競争により其間共同の行はれ難き爲に經營上に幾多の無駄が生じるを免れないのみならず、採掘されたる石炭の販賣に關しても、頗る無秩序的な状態を呈する外はないことになつて居る。特に石炭の配給組織に至つては英國の現狀に頗る不満足な状態であつて、其間多數の中間商人が居て其の利得と費用との爲に石炭價格を高からしめて居る所は決して少しとしない。現に其の中間商人の手を省略する運動としての消費組合の成績について見ても、組合は消費者に對して一噸二志六片乃至五志の割戻を爲すを得る有様でありと報せられて居る。

すべて斯くの如き状態は之を公的立場から觀察すれば是非とも改善を要する状態である。されば労働者の問題に關しても労働者側に於ては、組織の不完全なるを其儘にして置いて多くの株主は二割又はそれ以上の利益配當にも浴して居るのに、一般消費者には迷惑を與へ、労働者には

限界企業者の業務をして利潤を生み出すを得るものたらしめん爲に、賃金を引下げたり労働時間を短くしたりして其の犠牲たらしめんとするは、聞へぬ話だとの感情と主張とが強く行渡つて居る次第である。労働者等は労働條件を悪くすることを考へる以前に先づ組織改善の實行方法について考へ、速に之を實行すべき筈のものなりと主張する次第である。

然るに更に攻へなければならぬことは、労働者としては其の苦痛を感じるはたゞ賃金や労働時間ばかりに關することではなく、其の仕事の安堵、其の健康の維持、その生命の安全が業務組織の不完全なるために、とかく脅かされ勝ちなることである。炭坑に於ける負傷災害について見ても年々十六萬人は負傷の爲め一週間以上仕事を休まなければならぬほどの負傷をして居る。就中一萬二千人は一年以上労働不能になつて居る。死傷者の數も一年平均千人を超へ一日平均三人又は四人の死者を出す有様に在る。併し此等の労働上の不安や労働者の境遇のよからざることは、労働者の之を希望し計畫するが如き道に於て炭坑業の改善が行はれるならば、大部分之を除き之を改良することの出来るものと信じられて居るのであつて、労働者は實際其の仕事に従事し躬ら業務組織の欠典について體驗を有するものなれば、状態改善の可能なることについては十分なる自信を有するものである。

要するに斯くの如き實狀に在る所からサンキー委員會は組織せられるに至つたのであつて、委

員會は礦物の所有に關する問題と炭坑經營に關する問題と石炭配給に關する問題とについて調査を行ふこととなり、調査の結果、第一の問題と第三の問題とについては委員會の意見が纏つて成案を得たのである。即ち礦物は之を國有と爲し現在の所有者より買上ぐべきものとせられ、石炭の配給は地方公共團體の手に依り其の公營事業として行はるべきものとせられることになつたのである。たゞ併し乍ら炭坑業を如何にして公共的に經營するかの実行方法については更に深き研究を要するものがあつた爲に、大戰以後此の問題が英國石炭問題に關する中心問題として取殘され、盛に討究も行はれて來たのである。

五

サンキー案として知られたる炭礦國有案は廣く識者と勞働者との賛同を得たのであるが、其の實行に中々容易のことにあらず、之に反對の意向と運動とも又盛だつた爲めに、急に其の實現を見ることはなかつた。斯くて問題は全體に於ては其儘に持越され、既述の如く終に昨年七月末に至つては、大罷業の危期に瀕したやうなわけであつたが、政府は更に炭坑業に於ける能率の改善等に就いて調査を行ふこととし、委員會が設けられ委員會は昨年十月から調査研究に與はつて居る。然るに英國採炭業の實狀はその後も依然として困難の狀況に在つた爲めに、社會はこの委員

會の事業について大いに注意を拂ふて居たのである。

然る間に本年一月に至つては礦主側も勞働者側も共に委員會に對して提案を試みたのであつて、先づ礦主側の提案は、八時間勞働制に復歸すること、賃金を引下ぐること、運送費を減じ鐵道従業員の給料を減すること、炭坑は各々其事情を異にするが故に現在の勞賃に關する全國的標準協約を廢して之に替ふるに地方的協約を以てすること、礦物採掘權はやはり私のものとして私營制を維持すること等を以て主眼とした。即ち企業家側に於ては機械の改良、礦區の合同整理、利益分配等のことについては誠意を以て採炭業改善の案を講ずるを厭はないが、生産能率の擧らないのは私的企業制の罪ではなく、其原因は勞働者側に在るから一九一九年以前の勞働時間に歸ることが必要であつて、之に依て生産費の低減を行ひ、尙ほ他の生産費低減の道としては賃金引下を行ふ外に道は無いと主張したのである。そして、國庫の補助金制は事業の活力を殺ぐものとして之に反對なる旨が明かにせられた。

之に反して英國炭礦業勞働者組合聯合會側からは、採炭業及動力業の改造と發展とに關する提案が爲された。此の提案は勞働組合一般代議會、勞働黨執行委員會及議會勞働黨執行委員會を包括する聯合委員會の作つたものであつた。提案は、現在の電氣業委員會の代りに動力及運輸委員會を設け、その委員會は石炭、電氣、瓦斯、運輸、商業問題及勞働問題の各専門家六名の常任委

員と一名の委員長とを以て組織すべきものとし、其の職務は動力及運輸に關して調査を行ひ、私の動力及運輸企業を支配する諸條件を制定し、動力發生石炭副産物その他之に類する研究を促し、研究の結果をば動力及運輸問題に關して商業的に應用する準備をし執行するに在つた。そしてこの委員會は採炭業に關しては重要政策問題を決定する最終權威となるものとせられた。即ち提案は、動力の發生及分配採炭事業をすべて直ちに國有國營にせうとするのではないが、新たに起される採炭事業所及動力發生所は公有とすべきものとし、動力及運輸に關しては運輸委員會が立入つた権限を有するものとせんとしたのである。

採炭業については勞働者側の提案はその大改造を要求するのであつて、之を大組織化し、その業務管理の任に當るべき全國石炭及動力生産會議を設置すべきものとし、會議には執行並びに行政職員と坑夫並びに副産物勞働者とが同數づゝ各自の團體から選出され礦務大臣を議長とし、動力及運輸委員會代表者、中央石炭委員會幹事、鑛山監督官長が顧問となるのである。そしてこの會議の下に地方石炭及動力生産會議が置かれ、その下に又炭坑及工場委員會が設置される。價格、運賃、配給方法等の問題を取扱ふ爲には消費者會議を設け、石炭及動力生産會議と協同して問題を審議決定するのである。

斯く企業家側と勞働者側とから頗る立場を異にせる提案が爲されたのだから、其後兩者の提案

に對しては双方側から論難や修正が行はれて、大いに議論に花を咲かせたけれども、委員會としては、之を纏めて一の成案を得るに難く、其儘に推移して以て今日に及んだ。そして終に事情は行詰つて大罷業を見るに至つた次第である。

罷業の経過は世に傳へられた通りであつて九日間で一先づ落着ることになつた。然し問題自身は決してまだ解決されないであつて、交渉を繼續することの爲に罷業は止められたに過ぎぬ。交渉が今後如何なる程度まで進行し問題の解決に向つてどれだけ動いて行くかは事實の發展に待つ外はなく、本文を草する今日としては、未だ固より之を推知するに難いが、英國石炭業の實狀が前に示した通りだとすれば、之に關する根本的なる組織改造が斷行されざる限り、當面の問題だけの解決が行はるゝに過ぎないならば、それはたゞ暫時的のものたるを出でざるは容易に知り得べき所である。

六

然らば英國の採炭業を根本的に解決する道はといへば、上に述べた國有國營制以外に、石炭委員會の委員の一人なりし人で其道の専門家の推奨した一案がある。其案は、英國の採炭業が小黨分立的に行はれて居るから今日の困難に遭遇した次第なれば、採炭業を一手に經營すべき一大ト

ラスト又は一大公益會社を組織し、其手に依て炭坑全部を買収し、その經營の爲めには七人より成れる管理委員會を組織し、中二名は勞働者を代表し一名は經營方面を代表し残り四名は株主を代表せしめる。そして企業利潤は之を六分に限定し資本に對しては最低四分利を保證することにしたらよからうといふのである。此案は技術上に於ては幾多の利便を伴ふべきこと廣く認められたる所であるが、たゞ問題は石炭業といふ英國諸産業中の最も重要な産業を斯かる獨占的なる大企業團體の手に委ぬることの可否である。一度かゝる大獨占企業組織が出来上るに於ては、之に對して外部より監督を行ひ其の行動を支配することは到底望み得べからざる所であつて、社會一般は此が爲めに現状よりも更に大いなる犠牲を拂はなければならぬかも知れない。米國に於ける大トラストの勢力の如何に強大にして、社會は其力の爲に支配せられこそすれ之を支配することは出来難い有様にある實狀を知る者は、英國に於て斯かる大獨占企業を新たに設立することの如何に多大の危険を伴ふべきかは、容易に窺ひ得べき所である。それに又此案は勞働者と企業者側との關係に就いては殆んど多く問題解決の具體案とならないのであつて、たゞ管理委員中に二名の勞働代表者を加入せしむることが考へられて居るに過ぎない。

そこで結局解決案としては國有案が最も有效にして妥當な案とならざるを得ないのであつて、その意味に於てサンキー案は今日に至るも依然として其命脈を持するものと謂はねばならぬ。然

し一口に國有制と謂ふ中には炭礦の所有に關する方面と採炭經營に關する方面があるわけで、前者だけを國有に移したのではやはり問題の解決にはならぬ。兩者共に國家の手に歸して市めて眞の國有制となり得るものである。そこで試に英國の炭礦を國有にすることの可能性について見るに、サンキー案によれば炭坑と其の採掘權とを併せて買上げるのであるが、其の見積價格は一九一四年の狀況を基礎とすれば炭坑の資本價格が約一億三千五百萬磅で礦物の價格は凡そ五千五百萬乃至七千萬磅に及び兩者合計でざつと二億磅である。之に對する利子を年五分率として一千万磅と見、之に減價償却基金として五十萬磅が添加せられるとする。然るに採掘權に對する冥加金と礦業利益との合計は戰前五ヶ年平均に於て千九百萬磅であつた。然らば今炭坑を其の採掘權と共に買上ぐるとして收支の算盤は十分に立つものと見ることが出来る。¹⁰⁾

次に國有制の下に於ける業務經營の方面はといふに、英國の事情としては、經營全體に對する最高管理權はやはり議會に存するものとすの外はなく、鑛務大臣が經營を代表して議會に對して責任を負ふこととする外はない。けれども業務經營の實際に至つては到底之を中央に集中統一して一律制の下に行ひ得べからざるものとせられ、此點についてはサンキー委員會に於ける意見も一致を見たのである。即ち一面には國營制に伴ふ畫一主義と官僚風と杓子定規的な規則づくめとを去り、能率を發揮せしめ創意を働かしめ進歩と適應とを實現せしめん爲めに、又他方に於ては

英國採炭業に於ける技術上の地方的特色を維持する外なき事情を顧慮する所からして、經營は之を地方分權的に爲すべきものと考へられて居るのである。此の地方分權制の實現の爲めには各炭野區域毎に地方評議會ヂェムストロウツンシを置き、消費者と經營者と勞働者との代表者を以て之を組織し其の地方に於ける採炭業の管理經營は大體に於て其手に一任して然るべきものとせられる。

この經營の問題について今一つ重要なことは勞働者をして十分によく之に參加するを得せしむる道を開くことである。即ち勞働者は國家的なる石炭協議會に於ても、地方的なる石炭協議會に於ても、又各坑區に於ける委員會に於ても、共に之に代表者を送り其組織に加はるものとしなければならぬ。此事は一つには勞働者をして其の勞働條件の決定に參加せしむる意味に於て必要であり、二つには勞働能率を發揮せしむる上に必要である。勞働者をして眞に協同一致して責任を以て勞務に従事せしめんとならば、彼等に自主權を與へ、其の勞働條件即ちその生命身體の安全と生活の保障とを與へる所の勞働條件の決定を經營者の代表者や一般消費者の代表者と共に共同に自主的に協議決定するを得る地位に居らしむることは是非とも必要なことである。又勞働者をして十分に其の勞働能率を發揮し勤勉に忠實に働かしめん爲に、之に自主的地位を與へ、上から縛られて働かされるのでなく、解雇の脅威を以て働かされるのでなく、自ら自己の事として自己に對する責任上働くといふ風にしなければうそである。現今の勞働者は特に英國に在つては組合組織も既に十分なる發達を遂げ組合による訓練と節制とも行届いて居り、石炭坑夫組合の如きも國中最も有力なる組合の一を爲して居るやうな有様なれば、之に自主的地位を與へ、採炭業務の

經營に關して公平なる參加權を與ふることは、是非必要なことゝしなければならぬ。すべて此等の點について十分なる顧慮が拂はれ、經營組織が爲さるゝに依て市めて企業と勞働に關する問題も大いに片付き、英國採炭業の現状の不安は根柢的に取除かれ得るものと信せられるのである。

現に本年一月に於ける勞働組合側の石炭委員會に爲せる提案について見るも、前述の如く、石炭及動力生産協議會を造るべしとせられ、それは全國協議會と地方協議會と坑區及工場委員會とより成るものとせられ、全國石炭及動力生産協議會には經營者側と勞働者側とから同數の代表者(例へば各十二名)が各自の團體から選出せらるべきものとし、そして此の生産會議と並んで消費者會議を設けて石炭及動力價格の協定等を爲すことゝすべしと提議されて居る有様である。惟ふに斯くの如きは、英國勞働者組合の一致せる意見であつて、然かもそれは單に勞働者の意見たるに止らず、英國石炭業其他について十分なる智識と洞察とを有する者の多く抱懷する所の意見である。謂はゞ現時の大勢の要求する所である。果して然らば英國採炭業に關する問題を根本的に解決する道は、大體に於て此の方向に向つて進みこの標的に向つて導くものと見て大過ないであらう。

今回の罷業の結末はどう具體的に表はれて來るか知らぬが、右の方向に向つて一步を進めるか數歩を進めるか問題たるに過ぎないで、たとへ常座の解決策なりとも、その方向だけは之に向つて居ることを必要とするものと思はれる。然らざる限り、解決はたゞ一時の少康の爲の暫行的のものとして終るに外ならないであらう。(一五、五、一三)